



# 火災警報器付いていますか？

## 住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

毎年、建物火災は3万件以上発生しており、そのうちの約6割は「住宅火災」が占めています。また、建物火災による死者の約9割は、この住宅火災によるものです。このような火災による被害を未然に防ぐため、平成16年に消防法が改正され、住宅に「住宅用火災警報器等」の設置が義務づけられました。

建物火災の半数以上が「住宅火災」

「住宅火災」とは、店舗、工場及び事務所などの商用の建物ではなく、一戸建てやアパート・マンションなど、一般に住宅として使われる建物での火災をいいます。火災による死者数のおよそ9割が住宅火災といわれています。

このように住宅火災は、もっとも身近で危険な火災であると言えます。

住宅用火災警報器の設置場所は？

住宅用火災警報器は、まず、普段就寝に使う部屋（寝室）に設置することが義務づけられています。これは、寝ているときに火災が起き、そのまま逃げ遅れて死亡するケースが多いためです。

次に、寝室が2階以上にある場合には、その階の階段の天井、または壁に設置します。

アパートなどにも住宅用火災警報器等を設置することが必要です。

警報器の設置期限

平成18年6月1日から  
新築住宅、共同住宅（アパートなど）など

平成23年5月31日まで  
平成18年5月31日以前に建築された住宅

問い合わせ先

須賀川消防署 鏡石分署 ☎62-4511

## 国保だより

国民健康保険証を更新します！

国民健康保険証の有効期限は毎年9月30日までとなっております。国保に加入されている方には、9月下旬に新しい保険証を送付しましたので、保険証の記載内容などをご確認ください。

毎年、保険証更新の際に保険証が届かない・少ない・多いなどの問い合わせがありますが、そのような場合は、国保への加入・脱退の届出をしていない可能性があります。

退職などにより社会保険を脱退した時は国保への加入、就職した場合や、社会保険の扶養に入った時は国保の脱退の届出が必要となります。

きちんと届出をしないと、保険証の交付や国保料の計算に影響が出ますので、忘れずに届出をお願いいたします。

なお、古い保険証は、お手数でも町税務町民課へ返却していただきますようお願いいたします。

保険証は大切に！

保険証は、医者にかかるときに必要となる、国保に加入している証明書です。なくさないよう、大切に扱きましょう。



問い合わせ先 税務町民課 62-2112

インフルエンザにかかると高齢者は、肺炎などの合併症を起こしやすく、重症化しやすくなります。インフルエンザの予防接種を受けることも、これを防ぐために有効な手段です。

町では、65歳以上の方を対象に高齢者インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施します。予防接種は、希望者だけですので必ず受けなければならないものではありません。以下の4つのことに注意して接種を受けてください。

- ①「高齢者のインフルエンザ予防接種の説明（町指定医療機関に配布）」をよく読んで、体調の良い時に受けましょう。
- ②予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について理解した上で予防接種を受けましょう。
- ③気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師・町健康福祉課へ質問し、十分に納得してから接種を受けてください。
- ④町指定医療機関に「予診票」が備えてありますので、健康保険証など（住所と生年月日が確認できるもの）を、ご持参ください。

対象者

- ①接種日において満65歳以上で鏡石町に住所を有し接種を希望する方
- ②60～64歳の方で、心臓や腎臓、呼吸器や免疫機能に重い障害（身体障害者手帳1級程度）を有し接種を希望する方

接種場所

町指定医療機関  
予約が必要な医療機関もありますので、詳しくは町健康福祉課又は直接医療機関におたずねください。

実施期間

10月15日(月)～12月28日(金)

個人負担

1,000円（各医療機関でお支払いください）  
ただし、生活保護世帯は無料です。

回数

期間内に1人1回

問い合わせ先

町健康福祉課（勤労青少年ホーム内） ☎62-2115



# 高齢者のインフルエンザ予防接種を行います

65歳以上のみなさんへ

## 認知症予防講演会を開催します

誰もが、認知症にはなりたくないと考えていますが、その発症を抑えたり、遅らせる方法があるのでしょうか？もし、家族や自分が認知症と診断されたら、どのように対応したらよいのでしょうか？

とき 10月26日(金) 13:30～

ところ 鏡石町公民館大研修室

演題 「他人ごとではない！認知症Q&A」  
神経精神医学講座

講師 福島県立医科大学医学部  
准教授 田子久夫氏

対象者 一般町民及び町内企業に勤務する方  
参加費 無料